明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十一条の四第六項中「所得税法第三十三条第一項」を「租税特別措置法第三十一条第一項」に、「建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第十二条第一項中「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「、同法」を「、租税特別措置法」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

**第十二条の三**　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人（租税特別措置法第四十条の三の二第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。）で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となったものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第四十条の三の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三に規定する政令で定める要件」とする。

第十三条の二第一項中「、住宅の新築取得等」の下に「（租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅の取得とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「既存住宅（同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。」を「同項に規定する既存住宅（同法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅を含む。以下この条において「既存住宅」という。」に、「同項の」を「同法第四十一条第一項の」に改め、同条第八項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第十三条の三中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設を有する」に改める。

第十五条第五項中「（外国法人に対する準用）」とあるのは「（外国法人に対する準用）」を「還付）において」とあるのは「還付）」に、「（還付）」において」に改める。

第十六条の二の見出し中「中間申告書」を「中間申告書等」に改め、同条中「、中間申告書」の下に「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書（中間申告書を提出すべき法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。）」を、「確定申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。）の地方法人税確定申告書（同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。）」を加え、「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第百四十四条の三第一項本文若しくは第二項本文又は地方法人税法第十六条第一項」に改め、「、当該中間申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）

**第十六条の三**　法人の有する第十五条第一項に規定する棚卸資産等（以下この項において「棚卸資産等」という。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、当該法人（東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかったものに限る。）が当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該法人の当該震災関連原状回復費用の支出をした事業年度において生じた法人税法第五十八条第一項本文に規定する欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額に達するまでの金額は、同項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費

三　当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

2　前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項第一号中「（平成二十三年法律第百十三号）」を削る。

第十七条の二第一項中「第十項」を「第九項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、「第七十二条第一項各号」の下に「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加え、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項」と、「同